

6 高 福 号 外
令和 6 年 4 月 2 4 日

各介護サービス事業所・施設 管理者様

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 6 年度に新たに適用される減算について

日頃は、本県の介護保険行政に御理解御協力いただき、ありがとうございます。

令和 6 年度から一定の要件に該当する施設・事業所については、下記 1 のとおり、減算が適用されることになりました。**各施設・事業所においては、自ら各減算の要件に該当するか確認していただき**、下記 3 のとおり適切に対応してください。

1 令和 6 年度から適用される減算

名称※	概要	算定単位
栄養管理の基準を満たさない場合の減算（栄養ケア・マネジメントの実施の有無）	対象サービス：施設系 栄養ケア・マネジメントを実施していない場合に減算 （令和 3 年に設定。令和 6 年 4 月から適用。）	1 4 単位/日 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算 （高齢者虐待防止措置実施の有無）	対象サービス：全サービス（原則） 高齢者虐待防止措置を実施していない場合に減算	所定単位数の 100 分の 1 減算
業務継続計画未策定減算 （業務継続計画策定の有無）	対象サービス：全サービス（原則） 業務継続計画（BCP）が策定されていない場合に減算	施設・居住系サービス：所定単位数の 100 分の 3 減算 その他のサービス：所定単位数の 100 分の 1 減算

※（）内は、「体制等状況一覧表（別紙 1）」におけるもの

2 各減算の詳細について

(1) 栄養ケア・マネジメントの実施の有無について

ア 要件

- (ア) (イ)の両方を満たしていない施設は減算となる。
- (イ) 栄養士又は管理栄養士を 1 以上配置（例外あり）
- (イ) 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施

イ 減算の期間

令和6年4月以降、ア(ア) (イ)のいずれか又は両方に該当しない状況になった月の翌々月(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)から、ア(ア) (イ)の両方を満たすこととなった月まで

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算

ア 要件

(ア) (イ) (ウ) (エ)を**すべて**満たすこと

(ア) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 当該施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(ウ) 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(エ) (ア) (イ) (ウ)の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

イ 減算の期間

事実が生じた月の翌月から、改善が認められた月まで

(3) 業務継続計画未策定減算

ア 要件

サービス種類・時期により、減算の要件が異なります。別紙を参照してください。

イ 減算の期間

基準を満たさない事実が生じた時点から基準を満たした月まで

3 対応

(1) 栄養管理の基準を満たさない場合の減算

- ・減算の適用がある場合は、速やかに届け出てください。
- ・「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」『第三 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び栄養マネジメント強化加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について』を参考に、適切に栄養ケア・マネジメントを実施してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227996.pdf>

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・減算の適用がある場合は、速やかに届け出てください。
- ・速やかに改善計画を作成し、減算の届出後(届出と同時でも可)、提出してください。

(3) 業務継続計画未策定減算

- ・減算の適用がある場合は、速やかに届け出てください。
- ・業務継続計画（BCP）の策定の研修動画、ひな形については、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」（厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html）を参照し、未策定の事業所は遅くとも令和7年3月までに策定してください。

4 備考

- ・減算の届け出先は、居宅系（空床型の短期入所サービスを除く）は尾張福祉相談センター又は西三河福祉相談センター、施設系及び空床型の短期入所サービスは高齢福祉課です。
- ・「令和5年度第2回愛知県介護保険指定事業者講習会について」（愛知県 Web サイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/-kousyuu05.html>）
令和6年報酬改定に関する資料、令和5年度末で経過措置が終了する事項に関する資料等を掲載しています。
- ・「令和6年度介護報酬改定について」（愛知県 Web サイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r6-kaitei.html>）
令和6年報酬改定に関する資料等を掲載しています。
- ・「介護職員処遇改善支援補助金（令和6年2月から5月）について」（愛知県 Web サイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/shoguukaizenhojokin.html>）
令和6年2月から賃金改善を行っている事業所・施設であって、令和6年4月以降に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しているものに対し補助を行います。（締切：令和6年4月30日（火））

担 当 介護保険指導第一グループ

電 話 052-954-6289(ダイヤルイン)

メール kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp